

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	汚染土壌処理業の変更許可	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第23条第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （変更の許可等） 第23条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。 2 前条第3項の規定は、前項の許可について準用する。 3・4 （略）</p> <p>※第22条第3項 「汚染土壌処理業の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」 参照</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。